

戦略分野分科会の開催について

令和 7 年 12 月 26 日
日本成長戦略会議議長決定

1. 日本成長戦略会議における 17 の戦略分野の危機管理投資・成長投資について、各分野の担当大臣による投資促進策の検討を加速させるため、日本成長戦略会議の下に、戦略分野分科会（以下「分科会」という。）を開催する。

2. 分科会の構成員は、次のとおりとする。ただし、分科会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができるものとする。

分科会長	内閣官房副長官（衆）
分科会長代理	内閣官房副長官補（内政担当）
構成員	内閣官房日本成長戦略本部事務局長代理
	内閣府規制改革推進室長
	内閣府政策統括官（経済安全保障担当）
	財務省大臣官房総括審議官
	厚生労働省政策統括官（総合政策担当）
	経済産業省経済産業政策局長
	防衛省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官

3. 分科会の庶務は、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. 前三項に定めるもののほか、分科会の運営に関する事項その他必要な事項は、分科会長が定める。